

緊急事態宣言期間中のスポーツ少年団の活動について（通知）

夏季休業期間中のスポーツ少年団等の活動について、本市の新しい方針を令和3年8月12日付 事務連絡 にて通知したところですが、8月26日(木)から9月12日(日)までの期間中、下記のとおり変更いたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 緊急事態期間中のスポーツ少年団の活動は原則中止とする。ただし、**全国大会に派遣が決定している競技**に限り、大会の2週間前から、学校長の許可の下、**平日90分以内（早朝練習なし）、土日休日2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）、必要最小限の人数にて行うことができる。**その際は感染症対策を徹底し、昼食をはさむことのないように時間を設定すること。
- 2 活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）
- 3 感染者又は濃厚接触者が出た少年団については、停止を要請する。
活動再開時に学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。
- 4 練習試合・合同練習・合宿等は行わない。

※添付資料

緊急事態宣言期間中の部活動およびスポーツ少年団の活動について（通知）

<令和3年8月27日付 宜野湾市教育委員会 事務連絡>

沖縄県緊急共同メッセージ発出に伴う「8月16日～8月31日」期間中の部活動およびスポーツ少年団の活動について（通知）

<令和3年8月12日付 宜野湾市教育委員会 事務連絡>